

関係各位

第 65 回全日本プロ選手権自転車競技大会におけるアンチ・ドーピング防止規則違反  
JADA の決定について

平成 30 年 8 月 8 日

公益財団法人日本自転車競技連盟

日本アンチ・ドーピング規程第 7.9.2 項により暫定資格停止が課されておりました本連盟下記競技選手について JADA の決定が通知されましたのでお知らせします。

本連盟として、このような事案が起きた事は誠に遺憾であります。JADA の決定を重く受け止め、今後も世界アンチ・ドーピング機構 (WADA) および日本アンチ・ドーピング機構 (JADA) が提唱するアンチ・ドーピング活動に賛同し啓蒙活動等、再発防止に更なる努力を重ねてまいります。

記

〔ドーピング・コントロールの概要〕

競技	自転車競技 (トラック)
競技者氏名	伊藤成紀 (いとうせいき)
性別・年齢・国籍	男性・35 歳・日本国籍
検査種別	競技会検査・尿検体検査
検査日	平成 30 年 5 月 28 日
対象大会	第 65 回全日本プロ選手権自転車競技大会 (青森県)
検出物質	メタンジエノンの代謝物 / metandienone metabolite (非特定物質 S1.IA 蛋白同化男性ステロイド薬 AAS) 及び クロミフェン及びその代謝物 / clomifene and its metabolite (特定物質 S4.3 ホルモン調節薬および代謝調節薬)

〔JADA 決定〕

- ・ JADA 規程 2.1 項の違反が認められる。
- ・ JADA 規程 9 条及び同 10.8 項に従い、検体採取の日から暫定的資格停止期間の開始日までに獲得された競技者のすべての個人成績 (第 65 回全日本プロ選手権自転車競技大会における競技成績を含む。) はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞はいずれも剥奪される。
- ・ JADA 規程 10.2.1.1 項及び同 10.11. 3.1 項に従い、平成 30 年 7 月 11 日より 4 年間の資格停止とする。

〔JCF 決定〕

公益財団法人日本自転車競技連盟アンチ・ドーピング規程、第 5. 本規程違反、第 6. ドーピング防止規則違反の承認、第 7. 本連盟が課す制裁措置に基づき JADA 決定を適用し制裁措置を課す。

以上

【問合せ先】

自転車競技に関する事

公益財団法人日本自転車競技連盟

TEL 03-6277-2690 FAX 03-6277-2691

全日本プロ大会に関する事

日本プロフェッショナルサイクリスト協会

TEL 03-5970-5771 FAX 03-5970-5773